

鹿児島県認可外保育施設指導監督実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）等に基づき、第2条に規定する認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順等を定め、これらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないものをいい、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものであり、法第59条の2により届出が義務づけられている施設に限られるものではないものとする。

(届出対象施設の届出)

第3条 法第59条の2により知事への設置届出が義務付けられている認可外保育施設（以下「届出対象施設」という。）からの届出の様式は、別記第1号様式又は第1号様式の2のとおりとする。

2 地域振興局長及び支庁長（以下「地域振興局長等」という。）は、届出対象施設から前項の届出が提出された場合は、これを受理するものとし、知事にその写しを送付するものとする。

(指導監督の事項及び方法)

第4条 指導監督は、「鹿児島県認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものとする。ただし、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、知事が特に必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができるものとする。

2 指導監督は、第6条から第16条までに定めるところに従って、行うものとする。

(認可外保育施設の把握及び事前指導)

第5条 地域振興局長等は、認可外保育施設については、届出の提出を待つだけでなく、管内市町村の協力を得て、その速やかな把握に努めるものとする。また、消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員の協力を得ることなどにより、効果的な把握に努めるものとする。

- 2 地域振興局長等は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を別記第2号様式により説明するとともに、法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めるものとする。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、別記第1号様式又は第1号様式の2により法令に定める届出を行うよう指導するものとする。
- 3 地域振興局長等は、届出対象施設であるが、開設後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、別記第3号様式により期限を付して届出を行うよう求めるものとする。
- 4 地域振興局長等は、前項の期限が過ぎても届出がない場合には、知事に報告するものとする。
- 5 地域振興局長等は、届出対象施設から受理した届出事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合には、知事に報告するものとする。
- 6 地域振興局長等は、届出対象施設から届出があったとき若しくは届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、当該届出に係る事項を、当該施設の所在地の市町村長に速やかに通知するものとする。
- 7 知事は、第4項又は第5項の報告を受けたときは、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第119条から第122条に基づき、別記第4号様式により、過料に処せられる者の住所を管轄する地方裁判所に過料事件の手続きを行うものとする。

（通常の指導監督）

第6条 通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うものとする。

- 2 指導監督に当たっては、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めるものとするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、法に基づき厳正に対処するものとする。

（報告徴収）

第7条 地域振興局長等は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、運営状況の報告を、年1回以上、別記第5号様式又は第5号様式の2により、回答期限を付して求めることとする。その際、次に掲げる場合においても報告するよう併せて指示するものとする。

（1）事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

当該施設の管理下において、重大な事故が生じた場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）等連名通知）に基づき、別記第6号様式により速やかに報告させるものとする。

また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発022202号・薬食発第0222001号・雇児発0222001号・社援発第0222002号・老発0222001号厚生労働省健康局長等連名通知）に準じて、報告させるとともに、保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じさ

せるものとする。

(2) 長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を別記第7号様式により速やかに報告させるものとする。

(3) 届出事項に変更が生じた場合の報告

届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、児童福祉法施行規則第49条の4に定める事項について変更を生じた場合は、変更後1か月以内に別記第8号様式により報告させるものとする。

(4) 事業を廃止し、又は休止した場合の報告

届出対象施設については、当該施設を廃止し、又は休止した場合は、廃止又は休止の日から1か月以内に別記第9号様式により報告させるものとする。

2 地域振興局長等は、前項による報告がない場合については、文書により期限を付して求めるものとする。

3 地域振興局長等は、届出対象施設から届け出られている届出事項に変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求めるものとし、必要に応じて第8条第2項の特別立入調査を実施するものとする。

4 地域振興局長等は、前項の規定により特別に報告を求める場合及び特別立入調査を実施する場合には、必要に応じて事前に知事に協議するものとする。

5 地域振興局長等は、認可外保育施設から別記第5号様式から第7号様式による報告書を受領したとき並びに届出対象施設から別記第8号様式及び第9号様式による届出書を受領したときは、知事にその写しを送付するものとする。

（立入調査及び指導）

第8条 通常立入調査は、届出対象施設については、原則として年1回以上行うものとする。法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うことができるものとするが、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、地域振興局長等が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。これらの施設について、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、巡回支援指導員等が訪問する、又は市町村の協力を得て当該施設を訪問するなどして状況を確認するものとする。また、届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努めるものとする。

2 知事（死亡事故等の重大な事故が発生した場合に限る。）又は地域振興局長等は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用

者から苦情や相談が寄せられる場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施するものとする。

- 3 地域振興局長等は、前項の規定により特別立入調査を実施する場合には、必要に応じて事前に知事に協議するものとする。
- 4 地域振興局長等は、認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に立入調査を実施し、必要な報告徴収をするものとする。
- 5 地域振興局長等は、次の手順により立入調査を実施するものとする。
 - (1) 立入調査の実施計画は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定することとし、必要に応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図りながら策定するものとする。
 - (2) 立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成するものとする。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成するものとする。また、児童の処遇の面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加えるものとする。立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯するものとする。
 - (3) 立入調査に当たっては、保育の実施主体である市町村に対し立会いを求める等必要な連携を図るものとする。
 - (4) 防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防部局、衛生部局等と連携して指導を行うものとする。
 - (5) 年度途中で新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めるものとする。新規に把握された施設に優先して立入調査を行うべき施設が多数存在している場合など、速やかな立入調査を行うことができない場合であっても、立入調査に先立つ施設の訪問等を通じて、設置者又は管理者に対して、関係法令等の理解を促す等の措置を速やかに執るものとする。
 - (6) 立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とする。ただし、当該施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、実施する特別立入調査の目的に照らして、必要に応じて、事前通告せずに特別立入調査を実施することができる。
 - (7) 立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取するものとする。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。また、施設内での虐待が疑われる場合は、利用児童の様子を確認するものとする。
 - (8) 改善指導は原則として文書で行うものとするが、これに先立ち立入調査の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行うものとする。
 - (9) 立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具

体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じるものとする。

(問題を有すると認められる場合の指導監督)

第9条 立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求めると認められる認可外保育施設に対しては、次条による改善指導、第11条による改善勧告、第12条及び第14条による公表、第13条による事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図るものとする。

(改善指導)

第10条 地域振興局長等は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うものとする。

2 前項の改善指導は、立入調査実施後おおむね1か月以内に、改善されなければ法第59条第3項に基づく改善勧告及び同法第59条第4項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を通知するものとする。この場合、おおむね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めるものとする。また、改善に時間を要する事項については、おおむね1か月以内に改善計画の提出を求めるものとする。

3 地域振興局長等は、改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うものとする。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様に行うものとする。

(改善勧告)

第11条 知事は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には、別に知事が定める重点調査事項の例を踏まえつつ、改善指導にとどめずに、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うものとする。

2 前項の改善勧告は、文書による改善指導における報告期限後（改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあつては立入調査実施後）おおむね1か月以内に、改善されなければ、法第59条第4項に基づく公表及び同条第5項に基づく事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上で、改善すべき事項を別記第10号様式により通知するものとする。この場合、おおむね1か月以内の回答期限を付して別記第10号様式別紙により報告を求めるものとする。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して3年以内の適切な期限を付して移転を勧告するものとする。

3 知事は、第1項の改善勧告を行った場合には、その勧告の内容を当該認可外保育施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

4 知事は、改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。

5 知事は、改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があつた場合は、その改善状況等を確認するため、地域振興局長等とともに、速やかに特別立

入調査を行うものとする。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様に行うものとする。また、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めるものとする。

- 6 知事は、改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別に通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるものとする。

(改善勧告の公表)

第12条 知事は、改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表するものとする。また、当該認可外保育施設の所在地の市町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請するものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第13条 知事は、次のいずれかに該当するときには、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会を付与し、法第59条第5項の規定により鹿児島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。

- (1) 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき
- (2) 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき
- (3) 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき

2 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。

3 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、当該認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、別記第11号様式により事前に弁明の機会の付与について通知するものとする。

4 知事は、弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、分科会の意見を聴くものとする。

5 知事は、分科会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖が適当と判断した場合は、別記第12号様式により事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。ただし、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発するものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令の公表)

第14条 知事は、前条の事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合には、その名称、所

在地，設置者及び管理者名，処分の内容等について報道機関等を通じて公表するものとする。また，当該認可外保育施設の所在地の市町村に対し通知するとともに，その内容を公表するよう要請するものとする。

（緊急時の対応）

第15条 知事は，児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは，児童の安全の確保を第一に考え，迅速な対応を行うため，次の場合には，文書による改善指導を経ずに改善勧告を行うものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

2 知事は，児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で，あらかじめ分科会の意見を聴くいとまがないときは，当該手続きを経ないで，改善指導・改善勧告を経ずに事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものとする。この場合，弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく，また，分科会に対しては事後速やかに報告するものとする。

3 知事は，第1項の改善勧告を行うとき及び第2項の事業停止又は施設閉鎖を命じるときは，その旨を当該施設を所管する地域振興局長等に通知するものとする。

（情報提供）

第16条 地域振興局長等は，市町村及び消防部局や衛生部局等との連携により指導監督に当たる必要があるため，法令に定める市町村への通知事項以外にも，報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該施設の状況等については，適宜，市町村等に情報の提供を行うものとする。あわせて，利用者からの相談を受けた市町村等との間で情報共有を図るものとする。

2 知事は，地域住民に対して，認可外保育施設を担当する窓口や利用者が相談できる窓口（市町村の利用者支援事業の担当窓口，消費生活センター等）について周知するとともに，認可外保育施設の状況についての情報を提供するものとする。また，市町村に対しても，同様に地域住民への情報提供を求めるものとする。

（雑則）

第17条 知事及び地域振興局長等は，認可外保育施設ごとに，届け出された事項，運営状況，指導監督の内容等の必要な記録を整備するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるほか，指導監督の実施に関して必要な事項については，別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

別記

第1号様式（第3条，第5条関係）（法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。）

認可外保育施設設置届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名（又は名称）

代表者

認可外保育施設を設置しましたので，児童福祉法第59条の2の規定により，関係書類を添えて別紙のとおり届け出ます。

① 施設 の 名 称							
② 施設 の 所 在 地		〒			Tel		
		最寄り駅		線		駅	バス 徒歩
③ 設 置 主 体		個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
④ 設 置 者 名							
⑤ 設 置 者 住 所		〒					
		Tel		メールアドレス			
⑥ 代 表 者 名		(氏名)		(職名)			
⑦ 管 理 者 名		(氏名)		(職名)			
⑧ 管 理 者 住 所		〒					
		Tel		メールアドレス			
⑨ 事 業 開 始 年 月 日		年 月 日					
⑩ 系 列 施 設		有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)					無
⑪ 施 設 ・ 設 備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所					
	室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	/	
	室数	室	室	室	室		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²		
	室名	調理室	医務室	便所	その他	合計	
	室数	室	室	室			
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	便器			個			
	屋外遊戯場(園庭)	有 (m ²)	無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所				有・無
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他 ()			建物の 階		
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()						
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他						
⑫ 開 所 時 間	通常開所時間					時間外開所時間	備考
	平日	:	~	:	:	~	:
	土曜日	:	~	:	:	~	:
	日・祝祭日	:	~	:	:	~	:

⑬ 提供するサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・月極契約 (対象年齢 歳 ～ 歳) ・定期契約 (" 歳 ～ 歳) ・一時預かり (" 歳 ～ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ～ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ～ 歳) ・ () (" 歳 ～ 歳) 	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
⑭ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし	

⑮ 利 用 料 金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	年齢	(月)	単位 (時間)	単位 (時間)	単位 ()	
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上(就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	() 円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
⑯定員	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること

⑰ 届出年月日の前日において保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)								
在園時		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
昼間	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜間	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深夜	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
宿泊	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()

※()内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑱ 状況加入 ※保険契約書別添	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
	未加入	保険事故(内容)	
		保険金額	
⑲ 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑳ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)										
A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)			C その他職員 (A, Bを除く)			D合計 (A+B+C)		
人 () 人		人 () 人			人 () 人			人 () 人		
※上記 () 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。										
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事	保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人	
	従事している	看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人	
	従事していない	准看護師	人	准看護師	人	()		()		
	・資格(従事している場合に記入)	家庭的保育者	人	家庭的保育者	人					
	保育士	基準で定める研修	人	基準で定める研修	人					
	看護師	修了者	人	修了者	人					
准看護師	その他	人	その他	人						
その他 ()	()		()							

㉑ ㉒のうち、届出年月日の前日において保育に従事している者の配置数及び勤務の体制												
ア 有資格者 (保育士、看護師・准看護師の資格あり)												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
(例) 保育従事者(保育士)	常勤 ・ 非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
常勤換算後の人数										総勤務時間		
総勤務時間										() 時間	÷ 8時間 = () 人	

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

②⑤ ②④のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(例) 保育従事者 (保育士)	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間			総勤務時間
() 時間 ÷ 8時間 = () 人			

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間			総勤務時間
() 時間 ÷ 8時間 = () 人			

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

②⑥ 施設に在籍している保育従事者数 人 〔注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。〕											
(内訳) ・ 保育士	人										
・ 看護師・准看護師	人										
・ 居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人										
・ 子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人										
・ 家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人										
・ 基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 （研修名：	人										
・ 保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者	人										
〔うち、上記の研修以外の研修を修了した者 （研修名：	人〕										
②⑦ 職員の研修等の参加状況	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>参加（研修名等： 年 月</td> <td>参加者数</td> <td>名）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td>（研修名等： 年 月</td> <td>参加者数</td> <td>名）</td> </tr> <tr> <td>（研修名等： 年 月</td> <td>参加者数</td> <td>名）</td> </tr> </table>	参加（研修名等： 年 月	参加者数	名）	無	（研修名等： 年 月	参加者数	名）	（研修名等： 年 月	参加者数	名）
参加（研修名等： 年 月	参加者数	名）	無								
（研修名等： 年 月	参加者数	名）									
（研修名等： 年 月	参加者数	名）									

* ②⑦については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

②⑧ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
-----------------------------	--

②⑨ 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無	有 ・ 無
-----------------------------	-------

③⑩ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	（有の場合、その命令の内容） 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 （ : 年 月 日）
---	-------	--

（添付書類）

- 1 （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

【⑪】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭）……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【⑫】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑬】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【14】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金が分かる書類を添付してください。

定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。【17】 一時預かりの児童数は()内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

【18】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【19】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【20～21】

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【23】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【24～25】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【26】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【27】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。

※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【28】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

【29】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【30】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りません。

第1号様式の2（第3条，第5条関係）（法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設）

認可外保育施設設置届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名（又は名称）

代表者

認可外保育施設を設置しましたので，児童福祉法第59条の2の規定により，関係書類を添えて別紙のとおり届け出ます。

① 事業所の名称							
② 事業所の所在地	〒				Tel		
	最寄り駅		線		駅	バス 徒歩	分 分
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体						
④ 設置者名							
⑤ 設置者住所	〒						
	Tel			メール アドレス			
⑥ 代表者名	(氏名)				(職名)		
⑦ 管理者名	(氏名)				(職名)		
⑧ 管理者住所	〒						
	Tel			メール アドレス			
⑨ 事業開始年月日	年 月 日						
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)						無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間		備考			
	平日	: ~ :	: ~ :				
	土曜日	: ~ :	: ~ :				
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :				
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約	(対象年齢	歳	~	歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
	・定期契約	("	歳	~	歳)		
	・一時預かり	("	歳	~	歳)		
	・夜間保育	("	歳	~	歳)		
	・24時間保育	("	歳	~	歳)		
	・ ()	("	歳	~	歳)		
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし						

⑰ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）
	※保険契約書別添	保険事故(内容)	
	未加入	保険金額	
⑱ 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)					
A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く)		C 合計 (A+B)	
人		人		人	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
資格の有無等		資格の有無等		資格の有無等	
・保育業務への従事		保育士	保育士		
従事している		看護師	看護師		
従事していない		准看護師	准看護師		
・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	家庭的保育者		
保育士		基準で定める研修修了者	基準で定める研修修了者		
看護師					
准看護師		その他 ()	その他 ()		
その他 ()					

⑳ 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)					
A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く)		C 合計 (A+B)	
人		人		人	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
資格の有無等		資格の有無等		資格の有無等	
・保育業務への従事		保育士	保育士		
従事している		看護師	看護師		
従事していない		准看護師	准看護師		
・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	家庭的保育者		
保育士		基準で定める研修修了者	基準で定める研修修了者		
看護師					
准看護師		その他 ()	その他 ()		
その他 ()					

② 事業所に在籍している保育従事者数 人 (注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者(有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等)については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。) (内訳) ・ 保育士 人 ・ 看護師・准看護師 人 ・ 居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者 人 ・ 子育て支援員研修(地域保育コース)修了者 人 ・ 家庭的保育者等研修(基礎研修)修了者 人 ・ 基準で定めるその他の研修(都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。)を修了した者 人 (研修名： ・ 保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人 (うち、採用した日から1年を超えていない者 人)		
② 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等： 年 月 参加者数 名) (研修名等： 年 月 参加者数 名) (研修名等： 年 月 参加者数 名)	無

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

③ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

④ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)
--	-------	--

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
 - ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
 - ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
 - 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
 - ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
 - ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

- 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑪】
- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

- 【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

- 【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は届出年月日の前日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

- 【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

- 【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。

職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

第2号様式（第5条関係）

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって知事が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に知事に対する届出が義務付けられています。県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご留意ください。（児童福祉法第59条の2）

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の4）

（注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、県による指導監督の対象となります。

- ① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）
- ② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）
- ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ④ 一時預かり事業を行う施設
- ⑤ 病児保育事業を行う施設
- ⑥ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児
- ⑦ 半年を限度として臨時に設置される施設
- ⑧ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余剰教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

3 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)の交付を行わなければなりません。(児童福祉法第59条の2の2～4)

(1) サービス内容の掲示(児童福祉法第59条の2の2)

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(掲示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況(法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。)
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項

(2) 利用者に対する契約内容等の説明(児童福祉法第59条の2の3)

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面等交付(児童福祉法第59条の2の4)

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。

(書面等交付内容)

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険

金額

- ・提携している医療機関の名称，所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から，児童の処遇等の保育内容，保育従事者数，施設設備等について，「鹿児島県認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに，消防法，食品衛生法，労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 知事の行う指導監督の趣旨

知事は，保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容，保育従事者数，施設設備等）に対して，その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し，問題がある場合は改善を求める等，指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても，児童福祉法に基づき知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）

この場合，正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること，立入調査を拒むこと，忌避すること，質問に答えないこと，虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 7 号）

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき，別に定めた指導監督基準に沿って，指導監督を行い，児童の安全確保等の観点から問題があれば，改善の指導等を行うこととしており，児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては，文書による改善勧告，勧告に従わない場合はその旨の公表，さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また，事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

8 このようなことから，施設の運営に当たっては，児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに，具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は，これに従って改善措置をとるようにしてください。

この文書の照会先

・・・・・・・・・・・・・・・・

〇〇第 号
年 月 日

〇〇施設設置者 殿

〇〇地域振興局長
鹿児島県
〇 〇 支 庁 長

保育施設の設置に係る届け出について

あなたの設置する〇〇〇については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき、別紙により〇〇あて令和 年 月 日までに設置開設に係る届け出をする必要がありますので通知致します。

なお、 年 月 日までに届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくことをあらかじめ申し添えます。

（参考）児童福祉法

第59条の2第1項

第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であって第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から1月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

第62条の4

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

この文書の照会先及び届出書の提出先

・・・・・・・・・・・・・・・・

第4号様式（第5条関係）

〇〇第 号
年 月 日

（管轄の裁判所） 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

過料事件通知書

下記の者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に違反しており、法第62条の4に基づき、50万円以下の過料に処すべきものと考えられるので、関係書類を添えて通知致します。

記

1. 施設の名称及び所在地
2. 違反者（施設の設置者）氏名及び現住所
3. 事件の概要

（例）

- ・ 当該施設は〇年〇月〇日に設置開設が確認され、法第59条の2に定める届出対象施設に該当していることが判明したため、知事に対して所要の届け出をするよう指導したが、同条に定める期限までに届け出がされなかった。

4. 添付書類

- ・ 当該施設に対する届出指導通知の写し
- ・ 当該施設に対する立入調査調書（被通知人の弁解内容を含む）
- ・ 当該施設の宣伝広告、入園案内等
- ・ 当該施設の登記簿謄本の写し
- ・ 違反者の住民票の写し
- ・ その他証拠となる書類

第5号様式（第7条関係）（法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。）

〇〇第 号
年 月 日

〇〇施設設置者，管理者 殿

〇〇地域振興局長
鹿児島県
〇 〇 支 庁 長

運営状況について（照会）

あなたの設置（管理）する〇〇〇について，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び第59条の2の5の規定に基づき，別紙により〇〇あて年 月 日までご報告ください。

なお，正当な理由がないのに，報告がない場合は，児童福祉法第62条第7号の規定により，罰則が適用される場合があります。

また，次のような事例が生じた場合についても，速やかにご報告ください。

- （1）責任の所在の如何を問わず，施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案，重傷事故事案，食中毒事案等）
- （2）当該施設に24時間，かつ，週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

おって，児童福祉法の趣旨，仕組み等は参考のとおりですので，ご承知おき願います。

（参考）

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から，知事は，保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容，保育従事者数，施設設備等）に対して，その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し，問題がある場合は改善を求める等，指導監督を行っています。

2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって知事の認可を受けていないものについても，児童福祉法に基づき，知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項，第59条の2の5）

この場合，正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること，立入調査を拒むこと，忌避すること，質問に答えないこと，虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号）

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき，別に定めた指導監督基準に沿って，指導監督を行い，児童の安全確保等の観点から問題があれば，改善の指導等を行うこととしており，児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては，文書による改善勧告，勧告に従わない場合はその旨の公表，さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項）

また，事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

4 このようなことから，施設の運営に当たっては，児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに，具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は，これに従って改善措置をとるようになさってください。

なお，消防部局，衛生部局等においても消防法，食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており，これらの部局から指導を受けた場合には，これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

.....

運営状況報告

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名 称							
② 施設 の 所 在 地	〒				Tel		
	最寄り駅		線		駅	バス 徒歩	分 分
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体						
④ 設 置 者 名							
⑤ 設 置 者 住 所	〒						
	Tel			メール アドレス			
⑥ 代 表 者 名	(氏名)			(職名)			
⑦ 管 理 者 名	(氏名)			(職名)			
⑧ 管 理 者 住 所	〒						
	Tel			メール アドレス			
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	年 月 日						
⑩ 系 列 施 設	有 (系列施設数 箇所 [直営店・FC] うち都道府県内 箇所)						無
⑪ 開 所 時 間	通常開所時間		時間外開所時間			備 考	
	平 日	: ~ :	: ~ :				
	土曜日	: ~ :	: ~ :				
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :				
⑫ 提 供 する サービス内容	・ 月極契約	(対象年齢	歳	~	歳)	※1) 0歳児の場合は、 月齢まで記入する こと。 ※2) サービスの内容 は、「記載上の注 意」により分類す ること。	
	・ 定期契約	("	歳	~	歳)		
	・ 一時預かり	("	歳	~	歳)		
	・ 夜間保育	("	歳	~	歳)		
	・ 24時間保育	("	歳	~	歳)		
	・ ()	("	歳	~	歳)		
⑬ 利 用 料 金 設 定 状 況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中・夜間別		
所得別 その他 () 設定なし							

⑭ 利 用 料 金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位()	その他
	0歳児	円	円	円	円	円
1歳児	円	円	円	円	円	・入会金 円
2歳児	円	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3歳児	円	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
4歳児	円	円	円	円	円	・行事参加費 円
5歳児	円	円	円	円	円	・通園送迎費 円
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	円	() 円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

⑯保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)								
年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
在 園 時 間										
昼 間	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜 間	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深 夜	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
宿 泊	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()

※()内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑱ ⑱のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務の体制

ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(例) 保育従事者 (保育士)	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	8時間
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間			総勤務時間
() 時間 ÷ 8時間 = () 人			

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間			総勤務時間
() 時間 ÷ 8時間 = () 人			

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑳ 嘱託医の有無	有 無
㉑ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 () 人 栄養士 () 人

②職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）

A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A, Bを除く）		D合計（A+B+C）		
人 () 人		人 () 人		人 () 人		人 () 人		
※上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。								
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事 従事している	保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人			
	従事していない	看護師 人	看護師 人	その他 () 人	その他 () 人			
		准看護師 人	准看護師 人					
	・資格（従事している 場合に記入）	家庭的保育者 人	家庭的保育者 人					
	保育士	基準で定める研修 修了者 人	基準で定める研修 修了者 人					
	看護師	その他 () 人	その他 () 人					
准看護師								
その他 ()								

③ ②のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(例) 保育従事者(保育士)	常勤 ・ 非常勤	~8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時~ 	8時間
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数			総勤務時間
() 時間		÷ 8時間	= () 人

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
	常勤 ・ 非常勤	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
() 時間										÷ 8時間		= () 人

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

④ 施設に在籍している保育従事者数	人
〔注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。〕	
(内訳) ・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 (研修名：)	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 [うち、上記の研修以外の研修を修了した者 (研修名：)]	人

②⑤ 保 険 加 入 状 況	加 入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()				
	※保険契約書 別添	保 険 事 故 (内 容)					
	未加入	保 険 金 額					
②⑥	提携医療機 関	機 関 名					
		所 在 地					
		電 話 番 号					
		提携内容					
②⑦ 施 設 ・ 設 備	専用設備		乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所				
	室 名		保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯 室	
	室 数 面 積		室 m ²	室 m ²	室 m ²	室 m ²	
	室 名		調理室	医務室	便 所	その他	合 計
	室 数 面 積		室 m ²	室 m ²	室 m ²	m ²	m ²
					便器 個		

④⑩ 備えられている遊具等	玩具（ ） 絵本 机 椅子 楽器（ ） 他（ ）
④⑪ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月 参加者数 名） （研修名等： 年 月 参加者数 名） （研修名等： 年 月 参加者数 名）

* ④⑪については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

④⑫ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施（ 年 回 ）	未実施		
④⑬ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している（ 年 回 ） 安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有 無 有 無		
④⑭ 保護者との連絡状況	献立表の配布 施設だよりの配布 連絡帳の作成 緊急連絡表の作成	有 無 有 無 有 無 有 無		
④⑮ 保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学	実施 未実施			
④⑯ 衛生管理	保育室の清掃方法・回数	哺乳ビンの消毒・保管方法		
	便所の清掃方法・回数	衣類の洗濯・消毒方法		
	調理室の清掃方法・回数	寝具の乾燥・消毒方法		
	食器の消毒・保管方法	玩具類の洗濯・消毒方法		
④⑰ 給食	給食の実施	朝食 有（主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他） 無（弁当持参 家庭で食事 その他）	特に決めていない	
		昼食 有（主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他） 無（弁当持参 家庭で食事 その他）	特に決めていない	
		夕食 有（主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他） 無（弁当持参 家庭で食事 その他）	特に決めていない	
	献立表の作成		朝食用 有（ 週間献立） 無 昼食用 有（ 週間献立） 無 夕食用 有（ 週間献立） 無	
	乳児食（離乳食）		有（施設で調理 調理済み市販 家から持参 その他）	無
	食品の保存		冷蔵庫 その他（ ）	
④⑱ 登園時の健康状態観察	有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他）	無		
④⑲ 降園時の個別検査	有（服装 外傷 清潔 他）	無		
④⑳ 児童の発育チェック	実施（身長測定 体重測定 その他）	未実施		
④㉑ 児童の健康診断	入所時	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認	未実施	
	入所後	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回/年	未実施	
④㉒ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他（ ）			
④㉓ 職員の健康診断	採用時	実施（施設で実施 診断書の提出 その他）	未実施	
	採用後	実施（施設で実施 診断書の提出 その他）	未実施	
④㉔ 調理・調乳者の検便	実施（毎月 隔月 回/年）	未実施		

⑤⑤ 備えられている医薬品	体温計 水まくら類 外用・消毒薬 絆創膏類 他 ()			
⑤⑥ 感染症への対応	再登園にあたっての取扱い (かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出 有 未実施)			
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施 未実施			
⑤⑦ 乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施	
	仰向け寝	実施	未実施	
	保育室での禁煙の厳守	実施	未実施	
⑤⑧ 安全対策	○安全対策 適 不適			
	各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃烧部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。			
	(保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)			
	○事故防止 適 不適			
⑤⑨ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示		実施 未実施	
	利用者への契約時の書面交付		実施 未実施	
⑥① 帳簿の作成、整備状況	サービス内容等の掲示		実施 未実施	
	利用者への契約時の書面交付		実施 未実施	
	利用予定者への契約内容等の説明		実施 未実施	
⑥② 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録) 無			
⑥③ 企業主導型保育事業による運営費助成 (予定) の有無	職員名簿 (履歴書)	有 無	児童出席表	有 無
	資格証明書	有 無	施設平面図	有 無
	職員の雇用状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等)			有 無
⑥④ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)		

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者 (保育士、看護師・准看護師) について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2 (2) で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスに関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書
- 6 施設平面図、パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
 - ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
 - ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
 - 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
 - ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
 - ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑩】 系列施設数は、当運営状況報告の対象施設を含めた数を記入し、対象施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

- 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑪】
- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

- 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑭】

- 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（ ）内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。
- 【⑮】

- 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は運営状況報告記入日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。
- 【⑯】

- 【⑱～⑲】

運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

- 【⑳】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【22～23】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【24】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【25】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【26】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【27】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭）……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【41】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。

※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【42】 貴施設における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【43】 貴施設における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

朝食、昼食、夕食ごとにあてはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・主に施設で調理……………主に施設で給食を調理している場合。単なる加熱等のみの場合は含みません。
- ・主に仕出し弁当……………主に施設で弁当等を購入している場合。
- 【47】 ・弁当持参……………保護者により弁当が用意されている場合。従って、店で購入したものでも保護者が用意したものは含まれます。
- ・なし……………該当する時間帯に開所していない場合。給食がない場合。

【51】、【53】

児童の健康診断、職員の健康診断のうち、「入所後」、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの1つを○で囲んでください。

【62】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

- 【63】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。
- 【64】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

〇〇第 号
年 月 日

〇〇施設設置者，管理者 殿

〇〇地域振興局長
鹿児島県
〇 〇 支 庁 長

運営状況について（照会）

あなたの設置（管理）する〇〇〇について，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び第59条の2の5の規定に基づき，別紙により当職あて
年 月 日までご報告ください。

なお，正当な理由がないのに，報告がない場合は，児童福祉法第62条第7号の規定により，罰則が適用される場合があります。

また，次のような事例が生じた場合についても，速やかにご報告ください。

- （1）責任の所在の如何を問わず，施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案，重傷事故事案，食中毒事案等）
- （2）当該施設に24時間，かつ，週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

おって，児童福祉法の趣旨，仕組み等は参考のとおりですので，ご承知おき願います。

（参考）

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から，知事は，保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容，保育従事者数，施設設備等）に対して，その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し，問題がある場合は改善を求め等，指導監督を行っています。

2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって知事の認可を受けていないものについても，児童福祉法に基づき，知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項，第59条の2の5）

この場合，正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること，立入調査を拒むこと，忌避すること，質問に答えないこと，虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号）

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき，別に定めた指導監督基準に沿って，指導監督を行い，児童の安全確保等の観点から問題があれば，改善の指導等を行うこととしており，児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては，文書による改善勧告，勧告に従わない場合はその旨の公表，さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項）

また，事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

4 このようなことから，施設の運営に当たっては，児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに，具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は，これに従って改善措置をとるようになさってください。

なお，消防部局，衛生部局等においても消防法，食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており，これらの部局から指導を受けた場合には，これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

.....

運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用

令和 年 月 日現在

① 事業所の名称							
② 事業所の所在地	〒					Tel	
	最寄り駅		線		駅	バス	分
						徒歩	分
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体						
④ 設置者名							
⑤ 設置者住所	〒						
	Tel			メールアドレス			
⑥ 代表者名	(氏名)			(職名)			
⑦ 管理者名	(氏名)			(職名)			
⑧ 管理者住所	〒						
	Tel			メールアドレス			
⑨ 事業開始年月日	年 月 日						
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)						無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備考		
	平日	: ~ :	: ~ :				
	土曜日	: ~ :	: ~ :				
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :				
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約	(対象年齢	歳	～	歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
	・定期契約	(〃	歳	～	歳)		
	・一時預かり	(〃	歳	～	歳)		
	・夜間保育	(〃	歳	～	歳)		
	・24時間保育	(〃	歳	～	歳)		
	・ ()	(〃	歳	～	歳)		
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし						

年 齢 保育状況		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
	⑰ 時間帯別の利用 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59								
9:00～16:59										
17:00～17:59										
18:00～18:59										
19:00～19:59										
20:00～21:59										
22:00～23:59										
0:00～6:59										
上記のうち主たる保育時間で ある11時間について再掲 : ~ :										

⑱職務に従事している職員の配置数		(令和 年 月 日現在)								
A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)				
資格の有無等	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
・保育業務への従事	従事している		保育士	人	保育士	人				
	従事していない		看護師	人	看護師	人				
・資格 (従事している場合に記入)	保育士		准看護師	人	准看護師	人				
	看護師		家庭的保育者		家庭的保育者					
	准看護師		基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
	その他 ()		人	人	人	人				
			その他 ()		その他 ()					
			人		人					

⑲職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)										
A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)				
資格の有無等	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
・保育業務への従事	従事している		保育士	人	保育士	人				
	従事していない		看護師	人	看護師	人				
・資格 (従事している場合に記入)	保育士		准看護師	人	准看護師	人				
	看護師		家庭的保育者		家庭的保育者					
	准看護師		基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
	その他 ()		人	人	人	人				
			その他 ()		その他 ()					
			人		人					

⑳ 事業所に在籍している保育従事者数	人
注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
(内訳) ・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 （研修名： ）	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者	人
（うち、採用した日から1年を超えていない者	人

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2(2)イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

⑳ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
	※保険契約書別添	保険事故(内容)		
	未加入	保険金額		
㉑ 提携医療機関	提携医療機関	機関名		
		所在地		
		電話番号		
		提携内容		
㉒ 保育計画の策定		有（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）	無	
㉓ 職員の研修等の参加状況	参加	（研修名等： 年 月	参加者数	名）
		（研修名等： 年 月	参加者数	名）
		（研修名等： 年 月	参加者数	名）

㉔ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施（年 回）		未実施	
㉕ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している（年 回）		有	無
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている		有	無
㉖ 保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有	無	
	緊急連絡表の作成	有	無	
	その他（ ）	有	無	
㉗ 保護者及び利用希望者の事前の面接	実施	未実施		
㉘ 利用開始時の健康状態観察	有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他）		無	
㉙ 利用開始時の個別検査	有（服装 外傷 清潔 他）		無	
㉚ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出	母子健康手帳で確認	
	利用開始後	診断書の提出	母子健康手帳で確認 ・ 回/年	
			未実施	未実施

③② ケガや病気の時の措置		保護者への連絡	医療機関への受診	その他 ()	
③③ 職員の健康診断	採用時	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)			未実施
	採用後	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)			未実施
③④ 検便		実施 (毎月 隔月 回/年)			未実施
③⑤ 乳幼児突然死症候群に対する注意		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察			実施
		仰向け寝			実施
		禁煙の厳守			実施

③⑥ 安全確保	○安全対策	適	不適		
	実施内容 ()				
	○事故防止	適	不適		
	実施内容 ()				
③⑦ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示			実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付			実施	未実施
③⑧ 児童票の作成状況	サービス内容等の説明			実施	未実施
	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)				無
	職員名簿 (履歴書) 有 無				児童利用状況表 有 無
③⑨ 帳簿の作成、整備状況	資格証明書 有 無				
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等) 有 無				
④⑩ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL					
④⑪ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有	無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)		

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑩】 系列事業所数は、当運営状況報告の対象事業所を含めた数を記入し、対象事業所の所在する都道府県内にある系列事業所を内数として記入してください。

- 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑪】

- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

- 【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

- 【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は運営状況報告記入日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

- 【⑰】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

- 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際
- 【19】 保育に従事している職員について記入してください。なお事業所長についても実際に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。
- 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了
- 【20】 者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入ください。
- 【21】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定すること。なお、保険会社との契約書類を添付してください。
- 【22】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。
- 【24】
- 貴事業所における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）
- 【25】 は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください
- 貴事業所における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください
- 【26】
- 職員の健康診断のうち「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの1つを○で囲んでください。個人で事業を実施する場合は、年1回の健康診断の実施の有無について記入すること。
- 【33】
- 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。
- 【40】
- 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。
- 【41】

教育・保育施設等 事故報告様式

事故報告日				報告回数					
認可・認可外				施設・事業種別					
自治体名				施設名					
所在地				開設(認可)年月日					
設置者 <small>(社名・法人名・自治体名等)</small>				代表者名					
在籍子ども数		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計
教育・保育従事者数		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
うち常勤教育・保育従事者		名		うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
保育室等の面積		乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²
			m ²		m ²		m ²		m ²
発生時の体制		名		教育・保育従事者		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	
		名		0歳		名		1歳	
		名		2歳		名		3歳	
異年齢構成の場合の内訳		名		4歳		名		5歳以上	
名		名		学童		名			
事故発生日				事故発生時間帯					
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因					
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況					
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)		【診断名】							
		【病状】							
		【既往症】				病院名			
特記事項 <small>(事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)</small>									
発生場所									
発生時状況									
発生状況 <small>(当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)</small>									
当該事故に特徴的な事項									
発生後の対応 <small>(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)</small>									

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生日翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

※ 報告の対象となる重大な事故の範囲

・死亡事故

・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

第7号様式（第7条関係）

長期に滞在している児童について（報告）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
氏 名（又は名称）
代表者

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

- 1 児童について
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日，年齢
 - (3) 性別
 - (4) 住所，電話番号

- 2 保護者について
 - (1) 氏名
 - (2) 続柄
 - (3) 住所，電話番号
 - (4) 勤務先等

- 3 滞在期間，滞在の状況等

- 4 その他（家庭の状況，家庭からの連絡の状況等）

第8号様式（第7条関係）

認可外保育施設事業内容等変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
氏 名（又は名称）
代表者

認可外保育施設の事業内容等下記のとおり変更が生じたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 変更事項
- 4 変更内容
（1）変更前
（2）変更後
- 5 変更事由
- 6 変更年月日

※添付書類は、施設平面図（新旧）等

第9号様式（第7条関係）

認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
氏 名（又は名称）
代表者

私の設置する認可外保育施設について、下記のとおり〔休止・廃止〕致しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出ます。

なお、事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 〔休止・廃止〕年月日
- (4 事業再開見込み年月日)
- 5 〔休止・廃止〕理由

〇〇第 号
年 月 日

〇〇施設設置者，管理者 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

改 善 勸 告

あなたの設置（管理）する〇〇〇〇の運営状況について， 年 月 日立入調査を実施しましたが，下記の事項については，児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので， 年 月 日（ ）までに改善が図られるよう児童福祉法第 59 条第 3 項に基づき勧告します。

改善の状況等について，同日までに（それまでに改善を行った場合は速やかに），別紙「改善勧告事項改善報告書」により〇〇まで報告してください。

なお，同日までに改善が図られない場合や報告がない場合は，児童福祉法第 59 条第 4 項に基づき，その旨を公表するとともに，同条第 5 項に基づき事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置をとる場合があり得ることをあらかじめ申し添えます。

記

改善すべき事項

1

2

改善勧告事項改善報告書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (又は名称)

代表者

年 月 日付け 第 号により改善勧告のあった事項について、次のとおり改善しましたので報告します。

改善勧告事項 (改善勧告の全文) (立入調査実施日 年 月 日)	改 善 結 果 (改善状況は具体的に記入)	挙証書類 の有・無

注) 2枚にわたる場合は、コピーして使用すること。

〇〇第 号
年 月 日

〇〇施設設置者，管理者 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

あなたの設置（管理）する〇〇〇〇については， 年 月 日付けで改善
勧告を發したにもかかわらず改善された事実がありません。

については，行政手続法に基づき，あなたに対し，弁明の機会を付与しますので，
弁明すべき事項があれば，下記により弁明書を 年 月 日（ ）までに〇
〇あて提出してください。

記

- 1 予定される不利益処分
〇〇の事業停止命令又は施設閉鎖命令
根拠条文：児童福祉法第 59 条第 5 項
- 2 不利益処分の原因となる事実
(1)
(2)
- 3 弁明書の提出先
- 4 提出期限
年 月 日まで

第 12 号様式（第 13 条関係）

〇〇第 〇 号
年 月 日

〇〇施設設置者，管理者 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

あなたの設置（管理）する〇〇〇〇について，児童福祉法第 59 条第 5 項に基づき，（・・・日間の事業停止）（・・・・・・が改善されるまでの間その事業の停止）（施設の閉鎖）を命ずる。

この命令に違反した場合は，児童福祉法第 61 条の 4 の規定により，6 月以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処することとされている。

（教示）

この処分について不服があるときは，行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に知事に対して審査請求をし，又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。